

映画の著作権侵害差止等請求控訴事件：知財高裁平成24(ネ)10013・平成24年5月9日(4部)判決<控訴棄却>

### 【キーワード】

映画の著作権の存続期間，旧法と新法との差異，過失の有無，監督の地位，損害額の算定

### 【事実の概要】

1 本件は，被控訴人（株式会社コスモ・コーディネート）（以下「1審原告」という。）が，控訴人（東宝株式会社）（以下「1審被告」という。）に対し，1審被告が原判決別紙被告商品目録記載の各商品（以下「本件商品」という。）を輸入し，頒布する行為について，別紙映画目録記載の各映画（以下，順に「本件映画1」などといい，本件映画1ないし3を「本件各映画」という。）の著作権を侵害すると主張して，①著作権法112条に基づき，本件商品の製造，輸入及び頒布の差止め並びに本件商品及びその原版的廃棄を求めるとともに，②民法709条，著作権法114条3項に基づき，損害賠償金1350万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成20年5月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

#### 2 訴訟の経過

(1) 第1審は，上記1①の請求を認容し，上記1②のうち，108万円及びこれに対する平成20年5月21日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めると認め，その余を棄却する旨の判決を言い渡した（東京地方裁判所平成20年(ワ)第11220号）。

(2) 1審被告がこれを不服として控訴したところ，差戻前控訴審は，上記1①に係る控訴を棄却し，上記1②については，1審被告に過失がないとして第1審判決を取り消し，上記部分に係る1審原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した（知的財産高等裁判所平成21年(ネ)第10050号）。

(3) 1審原告がこれを不服として上告受理を申し立てたところ，最高裁判所は，上告を受理した上，1審被告の上記行為について，1審被告が本件各映画の著作権の存続期間が満了したと誤信していたとしても，1審被告に少なくとも過失があったというほかはないとして，上記1②に係る部分を破棄し，知的財産高等裁判所に差し戻す旨の判決を言い渡した（最高裁判所平成22年(受)第1884号）。

(4) 1審被告は，上記(2)の差戻前控訴審判決に対し上告又は上告受理申立てをしておらず，上記1①に係る部分は，上記(3)の最高裁判決の言渡しとともに確定したから，差戻審である当審の審理の対象は，上記1②に係る部分（た

だし、上記(1)の第1審判決が認容した金額が不服の限度)である。そして、上記(3)の最高裁判決は、本件商品を輸入し、頒布する1審被告の上記行為について、1審被告に少なくとも過失があったことを破棄の理由としているから、その旨の判断は当審を拘束する(民事訴訟法325条3項)。

### 3 本件の争点

したがって、本件の争点は、1審原告の損害の有無及びその額であるところ、それに伴って、1審原告が有する本件各映画の著作権の割合も問題となる。

## 【判 断】

### 1 1審原告の著作権

(1) 証拠(枝番を含む)及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

#### ア 本件映画1の製作

(ア) 本件各映画は、当初から映画製作者である新東宝が自己の作品として公表することを前提に製作され、興行された(甲26, 乙14)。

(イ) 本件映画1は、新東宝が制作したものであるところ、そのオープニングでは、冒頭部分において、新東宝の標章とともに「新東宝映画」との表示がされ、その後、題号、製作スタッフ、出演者等の表示がされ、最後に「監督 谷口千吉」との表示がされている(乙14)。

また、本件映画1のポスターにおいては、新東宝の標章及び「新東宝興業株式会社配給」との記載とともに「監督・谷口千吉」との記載がされている(甲26)。

(ウ) 本件映画1においては、谷口が、監督をつとめたほか、脚本も担当し、制作、原作は谷口以外の者が行った(乙14)。

(エ) 谷口は、戦後を代表する監督の一人であり、その代表作として、本件映画1が挙げられ、本件映画1は、谷口の軍隊経験に基づく反軍、反戦思想を具体化したものである(甲28, 32, 106, 112)。

#### イ 本件映画2の製作

(ア) 本件映画2は、当初から映画製作者である1審原告が自己の作品として公表することを前提に製作され、興行された(甲39, 乙15)。

(イ) 本件映画2は、1審原告が制作したものであるところ、そのオープニングでは、冒頭部分において、1審原告の標章とともに「東宝株式会社」との表示がされ、その後、題号、製作スタッフ、出演者等の表示がされ、最後に「演出 今井正」との表示がされている(乙15)。

また、本件映画2のポスターにおいては、「東宝株式会社製作・配給」との記載とともに「今井正監督作品」との記載がされている(甲39)。

(ウ) 本件映画2においては、今井が監督をつとめ、制作、脚本は今井以外

の者が行った（甲 37, 乙 15）。

（エ） 今井は、戦後民主主義の思潮を代表する監督であり、その代表作として、本件映画 2 が挙げられ、本件映画 2 は、今井の抱いていた映画のイメージを具体的に表現したものである（甲 29, 32, 33, 108, 112）。

#### ウ 本件映画 3 について

（ア） 本件映画 3 は、当初から映画製作者である新東宝が自己の作品として公表することを前提に製作され、興行された（甲 40, 乙 16）。

（イ） 本件映画 3 は、新東宝が制作したものであるところ、そのオープニングでは、冒頭部分において、新東宝の標章とともに「新東宝映画」との表示がされ、その後、題号、製作スタッフ、出演者等の表示がされ、最後に「監督 成瀬巳喜男」との表示がされている（乙 16）。

また、本件映画 3 のポスターにおいては、新東宝の標章及び「新東宝の良心特作」との記載とともに「監督成瀬巳喜男」との記載がされている（甲 40）。

（ウ） 本件映画 3 においては、成瀬が監督をつとめ、制作、原作、脚本は、成瀬以外の者が行った（乙 16）。

（エ） 成瀬は、女の生きる哀しさを描いた日本の代表的監督と評され、本件映画 3 は、成瀬作品の傑作と呼ばれ、成瀬の個性が発揮された作品である

（甲 30, 33, 34, 38, 109, 110, 112）。

#### エ 著作権の譲渡

新東宝は、昭和 38 年 4 月 20 日、1 審原告に対し、本件映画 1 及び 3 の著作権を譲渡した（甲 15, 16）。

#### オ 著作権の行使及び利用

1 審原告は、本件各映画の原版を保管し、これを、以下のとおりビデオグラムの作成、テレビ放映、上映等に利用している。

（ア） 1 審原告は、本件映画 1 及び 2 を複製したビデオグラム（ビデオ及び DVD）並びに本件映画 3 を複製したビデオを販売してきた（甲 36～38, 41, 77）。

（イ） 1 審原告は、株式会社衛星劇場に対し、本件映画 2 及び 3 を CS 放送に利用する権利を許諾した（甲 43, 45～48, 76）。

（ウ） 1 審原告は、日本映画衛星放送株式会社に対し、本件各映画を放送することを許諾した（甲 43, 49～54, 76）。

（エ） 1 審原告は、本件映画 2 につき共同映画株式会社及び有限会社日本教育映像に対し、本件映画 3 につき東京テアトル株式会社に対し、それぞれ劇場上映を許諾する旨の契約を締結した（甲 55～59, 76）。

（オ） 1 審原告は、本件映画 1 及び 2 の一部につき、テレビ番組において、その映像を使用することを許諾した（甲 60～63, 76）。

(カ) 1 審原告の関連会社である東宝国際株式会社は、海外での本件各映画の上映を許諾してきた（甲 6 9～7 2， 弁論の全趣旨）。

カ 著作権の行使に対する対価の取扱

(ア) 1 審原告は社団法人日本映画製作者連盟の会員であり、本件各監督は協同組合日本映画監督協会の組合員であったところ、1 審原告は、テレビ放送への利用許諾やビデオグラムの複製頒布をして対価を得た場合、社団法人日本映画製作者連盟と協同組合日本映画監督協会との間の申合せに従い、監督等に対し、追加報酬を支払い、また、1 審原告が著作権を有する映画について放送への利用を許諾した際又はビデオグラムの複製頒布をする際には、協同組合日本映画監督協会に対し、その旨を通知し、同協会は、組合員に対し、その旨を連絡している（甲 6 4～6 8， 7 3～7 9）。

(イ) 1 審原告は、長年にわたり、上記オのとおり本件各映画の著作権を行使してきたが、この間、これに対して、本件各映画の制作に関与した本件各監督以外の者から、自己が著作者であるとの主張がされた形跡はなく、また、本件各監督のほか本件各映画の制作に関与した者やそれらの遺族等から、何らかの異議が述べられた形跡もない（甲 7 6， 7 7）。

(2) 著作権の帰属

ア 前記(1)認定のとおり、本件各映画には、本件各監督の個性が発揮され、本件各監督が、それぞれ本件各映画の制作に、監督として相当程度関与し、本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者といえることができる。

そして、本件各監督と1 審原告との間に著作権譲渡についての契約書はないが、上記(1)カ(ア)認定のとおり、1 審原告が本件各映画の利用許諾等による対価を得た場合、本件各監督に対し追加報酬を支払い、また、1 審原告が放送への利用許諾等をした際には、協同組合日本映画監督協会を通じて本件各監督等に対しその旨を連絡していることに照らすと、1 審原告は本件各監督を本件各映画の著作者（の1人）として処遇し、遅くとも本件各映画が公開された頃までには、本件各監督が1 審原告又は新東宝に対し、自己に生じた著作権を譲渡したものと推認することができる。

イ なお、前記(1)カ(イ)のとおり、長年にわたる1 審原告の本件各映画の著作権の行使に対し、本件各映画の制作に関与した本件各監督以外の者から、自己が著作者であるとの主張がされた形跡がなく、また、本件各監督のほか本件各映画の制作に関与した者やそれらの遺族等から、何らかの異議が述べられた形跡もないことに照らすと、仮に、本件各監督のほかに本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者が存在したとしても、これらの者についても、遅くとも本件各映画が公開された頃までには、映画製作者である1 審原告又は新東宝に対し、黙示的に本件各映画の著作権を譲渡したものと推認するのが相当であり、これを覆すに足りる証拠はない。

### (3) 1 審原告の著作権

したがって、遅くとも本件各映画が公開された頃には、新東宝は、本件映画1及び3の著作権を、1審原告は、本件映画2の著作権を、それぞれ単独で有していたものと認められる。

そして、新東宝は、1審原告に対し、昭和38年4月20日、本件映画1及び3の著作権を譲渡したから(甲15, 16)、1審原告は、本件各映画の著作権を単独で有しているものと認められる。

なお、本件各監督が本件各映画の著作者であったのであるから、本件各映画の保護期間は、未だ満了していない。

#### 2 1 審被告の損害賠償責任について

1審被告が本件各映画を複製した本件商品を輸入し、頒布する行為は、1審原告の著作権を侵害するものとみなされ(著作権法113条1項3号)、前記のとおり、1審被告に少なくとも過失があったというべきであるから、1審原告には、当該著作権の使用料相当額の損害が生じたものと認められる。

したがって、1審被告は、1審原告に対し、著作権侵害による損害賠償を支払うべきである。

### 3 1 審原告の損害額

#### (1) 損害の額について

ア 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 本件商品には、1本当たり1800円の価格が付されている(甲1～3, 弁論の全趣旨)。

(イ) 本件商品1本当たりの使用料相当額は、小売価格の約20%に相当する額である(甲23～25, 弁論の全趣旨)。

(ウ) 本件各映画に係る本件商品は、それぞれ1000本ずつ(合計3000本)輸入されたことは、1審被告において自認するところである(乙19～22)。

#### イ 損害額

したがって、本件各映画の使用料相当額は、以下のとおり、108万円となる。

(計算式)  $1800円 \times 0.2 \times 3000本 = 108万円$

#### (2) 当事者の主張について

ア 1審原告の主張について

(ア) 1審原告は、本件商品は合計1万5000本(各5000本)輸入されたと主張するが、1審被告が自白した限度を超えて輸入されたことを認めるに足りる証拠はない。

(イ) 1審原告は、違法な複製物を通常の販売額より極めて低額で販売している場合には、1審原告が通常受領すべき金額を重視すべきであるから、1

審原告の標準小売価格である4500円を基準として使用料相当額を算定すべきであると主張する。

しかしながら、本件商品の販売価格は、通常予想されるよりも極めて低額であるとまではいい難い。また、1審原告が本件各映画を複製したDVDの販売等を第三者に許諾した場合に、1本当たり4500円の標準小売価格を基準としてその許諾料を定めていたことを認めるに足りる証拠はない。

(ウ) なお、1審原告は、損害賠償請求部分について、控訴又は附帯控訴をしていない。

#### イ 1審被告の主張について

(ア) 1審被告は、本件商品の販売価格は、1枚当たり330円又は90円であると主張する。

1審被告の主張を裏付ける証拠はないが、証拠(甲20, 21)には、本件商品を1本当たり1000円又は1050円で販売する旨の広告がある。しかし、本件商品自体に記載された価格は、税込み1800円であり(甲1～3)、仮に現実には定価を下回って販売されたとしても、著作権法114条3項にいう「著作権の行使につき受けるべき金銭の額」を算定するに当たり、定価をもって算定の基礎にすることとする。

(イ) 1審被告は、使用料率は20%より低いと主張するが、20%を覆すに足りない。

(ウ) 1審被告は、現在本件商品の輸入販売行為から全く利益を得ていないと主張する。

しかし、著作権法114条3項の規定は、利益の有無にかかわらず損害額として請求できるものであり、1審被告の主張は採用できない。

#### (3) 1審原告の損害の額

以上によれば、1審被告の本件行為により本件各映画の著作権者に生じた損害の額は、108万円をもって相当と認め、前記1のとおり、本件各映画の著作権は、1審原告にその全部が帰属するから、1審原告の損害は、108万円である。

#### (4) 小括

以上によれば、1審原告は、1審被告に対し、著作権侵害による損害賠償として、108万円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求することができる。

#### 4 結論

以上の次第であるから、これと同旨の原判決は相当であって、金銭請求に係る控訴人敗訴部分に関する本件控訴は棄却されるべきものである。

## 【論 説】

1 . この映画の著作物に係る著作権侵害訴訟には、次の2つの請求がある。

(1) 著作権法112条に基づく、本件商品DVDの製造、輸入及び領布の差止め及び本件商品とその原版の廃棄。

(2) 民法709条、著作権法114条3項に基づく、損害賠償金1350万円等の支払い。

また、原告と被告との間の本件訴訟3件は、次のような経過を辿って現在に至っている。

- ① 東京地裁平成20（ワ）11220平成20年5月21日判決：
  - ・請求(1)については請求認容。
  - ・請求(2)のうち、108万円等の認容。
- ② 知財高裁平成21（ネ）10050平成22年6月17日判決：
  - ・請求(1)については、控訴棄却。
  - ・請求(2)については、1審被告に過失なしを理由に、1審判決を取消す。
- ③ 最高裁平成22（受）1884平成23年1月17日判決（上告受理／差し戻し）
  - ・請求(2)については、1審被告が本件各映画の著作権の存続期間が満了したと誤信していたとしても、そのことに少なくとも過失があったから、2審判決を破棄→知財高裁に差戻す。
- ④ 1審被告は、控訴審判決に対して上告又は上告受理申し立てをしていないから、前記①の部分については、③の最高裁判決の言渡しとともに確定した。したがって、差戻審の審理対象は②の部分だけであるが、これについて③の最高裁判決は、1審被告に少なくとも過失があったことを破棄の理由としているから、その旨の判断は当審を拘束するとした（民訴法325条3項）。

2 . 本件で問題になった映画の著作物3本は、いずれも旧法時代に制作された商品で、映画著作者はそれぞれ異なる。

本件映画1は谷口千吉監督で、新東宝興業株式会社の制作である。

本件映画2は今井正監督で、東宝株式会社の制作である。

本件映画3は成瀬巳喜男で、新東宝興業株式会社の制作である。

このうち本件映画1と3の著作権は、昭和38年4月20日に、1審原告に譲渡された。

ところで、本件各映画については「本件各監督が、それぞれ本件各映画の制作に、監督として相当程度関与し、本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者ということができ」、諸般の事情を考慮すると、「1審原告は本件各監督を本件各映画の著作者（の1人）として処遇し、遅くとも本件各映画が公開された頃までには、本件各監督が1審原告又は新東宝に対し、自己に生じた著作権を譲渡したものと推認することができる。」と、裁判所は認定した。

さらに裁判所は「仮に、本件各監督のほかに本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者が存在したとしても、これらの者についても、遅くとも本件各映画が公開された頃までには、映画製作者である1審原告又は新東宝に対し、黙示的に本件各映画の著作権を譲渡したものと推認するのが相当であり、これを覆すに足りる証拠はない。」と認定した。

したがって、1審原告は本件映画1，2及び3の著作権をそれぞれ単独で有している者と確認できるし、「本件各監督が本件各映画の著作者であったのであるから、本件各映画の保護期間は、未だ満了していない。」と認定したのである。

いずれも旧法時代に制作された映画の著作物についての著作権の帰属の考え方としては妥当というべきであろう。

3．1審被告によるDVD商品の販売による1審原告の損害額について裁判所は、著作権法114条3項の規定は利益の有無にかかわらず損害額として請求できるものとして、「108万円をもって相当と認め」たのである。これによって、1審被告の金銭請求に係る控訴人敗訴部分に関する本件控訴は棄却された次第である。

[牛木 理一]



(別紙)

映画目録

- 1 映画「暁の脱走」(監督:谷口千吉,映画製作者:新東宝株式会社,昭和25年公開)
- 2 映画「また逢う日まで」(監督:今井正,映画製作者:東宝株式会社,昭和25年公開)
- 3 映画「おかあさん」(監督:成瀬巳喜男,映画製作者:新東宝株式会社,昭和27年公開)